

○議長（吉田敏郎）

日程第2 議案第42号 みなみ地区植栽維持管理事業基金条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町南部地区土地区画整理事業施工区内公園等の植栽維持管理事業に要する経費に充てることを趣旨として寄附された指定寄附金を適正に管理するため、基金を設置したいので、みなみ地区植栽維持管理事業基金条例の制定を提案をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第42号 みなみ地区植栽維持管理事業基金条例を制定することについて。

みなみ地区植栽維持管理事業基金条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会に議決を求めます。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今回の基金条例の上程に至るまでの経緯などについて、御説明をいたします。今回の基金の設置につきましては、先の6月定例会議にて、御承認をいただきました負担付き寄附で、寄附者の御意向に沿って、寄附金の一部をみなみ地区の公園等の緑地の維持管理費に充当するため、みなみ地区植栽維持管理基金を創設するものでございます。

なお、みなみ自治会館、南側の土地の購入につきましては、土地所有者との交渉の結果、価格等で内諾をいただきましたので、この後の議案で出てまいります補正予算におきまして、歳入で寄附金の補正800万円を、歳出で土地購入費やこの基金への積立基金を計上させていただいており、寄附者の御意向に沿いまして、寄附金を適切に、有効に活用をさせていただきたいと考えております。

それでは、次のページをお開きください。

開成町条例第 号 みなみ地区植栽維持管理事業基金条例。

第1条、設置の目的でございます。みなみ地区の公園等の植栽維持管理事業に要する経費に充てることを趣旨として、寄附された指定寄附金について、適正に管理するため、基金の設置をする規定でございます。

第2条、積立てでございます。基金に積み立てる金額については、一般会計の歳入歳出予算に定めたとする旨の規定でございます。

第3条、寄附者への配慮でございます。寄附金について、基金へ積立て、基金の管理及び処分などについては、寄附者の意向に配慮する旨の規定でございます。

第4条、管理でございます。条例の目的を踏まえ、寄附金を適正に管理するためのもので、基金に積立てた現金は、最も確実に有利な方法で保管すること。2号については、必要に応じて、有価証券に換えることができるとしております。

第5条、運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上し、基金に繰り入れるものでございます。

第6条、処分でございます。基金を取り崩す場合の規定であります。第1条の目的にある維持管理に活用する場合に限り、基金を取り崩すことができます。具体的には、令和3年度以降に、数年をかけて、公園等の除草や、清掃の費用の一部に活用するように考えております。

第7条、その他でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

最後に補足といたしまして、この条例は、交付の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。ちょっと中身の中でお伺いしたいと思います。第1条、公園等というようなところがございますけれども、等をもうちょっと具体的にどのようなところを指しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。こちらの場所につきましては、みなみ地区内のまずは公園、そして緑道、道路と道路の植栽、そして、公共施設としては、雨水調整池というのがございます。そういった周辺での雑草での植栽の部分の管理も含んでおるところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。今回、寄附を頂いて、指定寄附金ということで、この条例を制定するに至った、適正に管理するというところで、この条例を制定するに至ったというのは分かります。しっかりとこの寄附をいただいて、適正に管理するというのは、当然だとは思いますが、一つ気になるのは、これはやはり第2条の2項ですか。この辺で一般会計の財源の中から、長期的に長い目で見ると、そういうところからの基金積立というようなことも起こってくると思うのですが、そうすると、他の地域との公平さということを考えると、どうなのかなというよう

なことなのですから、その辺について、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。もともと寄附者である南部地区土地管理組合様においては、発足当時、みなみ地区のまちづくりが始まったということの中で、町が区画整理事業から帰属を受けた緑道であったり、公園、道路という部分の管理については、もちろん町が行わなければいけないということの中ですけれども、やはり土地管理組合様のほうでも、町が行うだけではなくて、よりよく定住化を促進したいという御意向の中で、緑地については、その当時から、一部については担っていただいていた。除草等について行っていただいていた。その時の話でいいますと、約10年間、土地管理組合が存続する予定期間においては、もともとやっていこうよというのがございました。そういったものについて、今回、早期の解散というものがありません。それについて、土地管理組合様としては、そういった機会については、もともと定住化を促進するために、やってこようというものがあったものについては、早期に解散するのだから、それに相当する部分については、寄附金で出すというようなことで、今回、土地の購入に合わせてそういった目的も含めて、こういうふうにいただいております。大体今回の寄附金については、その土地管理組合が当初予定していた解散の時期、令和7年度までの間、いわゆる今年度から6年間という形の中で、この基金を使っていきたい。それ以降については、もちろん公共施設管理者という形では、道路、公園等の管理者である町のほうが責任をもって、他の公共施設と同様に行っていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。今回、組合さんとの関係とか、この寄附金の関係、今、説明がありましたけれども、私、その辺に対しての異論というのは全くございませんけれども、先ほど言ったように、やはり第2条の2項がある以上、ほかの地域との公平性というのが保てるのかなと。私、全町の公園等植栽維持管理事業、この辺に対応できるような条例が必要ではないのかなというふうに考えているのですけれども、その辺対応する場面はないのか、それについて伺いたいところです。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

それでは、基金条例の今の佐々木議員の御質問の第2条の第2項、こちらの説明をさせていただきます。ここで第2号で、予算で定める積立金とありますが、これはこの第5条と連動しておるものでございます。第5条の基金の運用から生じる収

益、これは実際には、利息ですね。利息を示してございます。この利息は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れる。1回、予算として利息を注入して、積立金として出ささいよと。この5条とセットで、この第2条第2項、予算に定める積立金、こちらがついているというふうに御理解いただきたいと思えます。ですから、今、高橋課長が説明したとおり、ここに他の一般財源を積み立てるという予定はございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。今の考えでいきますと、指定寄附金、これをいただいて、その指摘寄附金が、それではなくなってしまうたら、この条例はなくしてしまうという考えなのですか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。議員のおっしゃるとおりで、これは寄附をいただいた原資を確実にそのために使うといった特定の基金でございますので、それがなくなった段階で廃止という形を考えております。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

4番議員、湯川でございます。6月の定例会で、この負担付き寄附金の受納について、審議して、議案が通ったのですけれども、そのときに、これ条例を制定するという話がありましたか。要するに説明が足りないのではないかと思っているのですよ。今の組合の解散も全然知らないし、どうしてみなみ地区だけ有利な条件で、こうなるのだなというのは、ひょっとしてしまったのですが、先ほど同僚議員が言った、不公平さがあるのではないかという気がしているのですけれども、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。6月の定例会議の折においては、やはり議案として提出する旨の、言わば負担付きという条件がございました。これについて、議案として御提出させていただいたというところで、その細かい中身という部分については、寄附を受けてからというお話を考えましたので、そのときには御説明はちょっと足りなかったのかなと思えます。

今回、主体等について、ある程度明確になってきたということになりましたので、今回、それに関連するところを、こういった基金であったり、この後の御審議に出てくる補正予算という形で御提案をさせていただいたところがございます。

また、ほかの地区との不公平というようなこともございますけれども、これについてでいうと、まず、公共施設についてでいうと、公園等に限らず、全ての管理者があった中でいうと、その管理者が全て負担すべきものであるという考え方がございます。この中で、今回は、その地域の任意団体である土地管理組合さんのほうが、それを一部負担するという形の御寄附でございますので、決して、ほかの地区とのバランスが崩れたとかということではなくて、そこだけ、その地域での思いが、そういった寄附金ということで形になったというふうに捉えておりますので、もちろんそれが、先ほど申し上げたとおり、継続的に続くということではなくて、その言わば現金等がなくなった段階では、そこはそれ以降について、その管理者の町としての者が、しっかりとそれを施設としては改めて管理していくということになりますので、一切、他地区での不公平ということはないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

寄附者の方の考え方というのは、分かるのですが、ぱっと見た瞬間、何かみなみ地区だけ、公園を含む経費というかあれがたくさん出てくるのかなと偏るような気がしないでもないですけど。それはちょっと冗談はさておき。そんな気がしたものですから、質問しました。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。今、同僚議員、お二方が、基金条例の件で、特にみなみ地区という名前について、かなりそれが全面的に名前が載った形の名称の条例であるということに違和感を覚えるような感じのお話もあったかだろうというふうを感じるわけでございます。そもそもこの条例の名称ですよね。このみなみ地区というこのフレーズをつけずに、もっと大きな条例の名称にして、先ほど同僚議員がおっしゃったように、植栽維持管理事業基金条例という条例をつくって、その中に担保される形で、今回、開成町の南部地区土地区画整理事業の地区内の方の御厚意というものが反映させるような形の条例というようなものを制作するという視点というのが、できなかつたものなのかどうか。というふうに考えるとところなのですが、そもそも条例の在り様についても、先ほど、現金がなくなった時点で、この条例は廃止されるというふうなお話でありましたけれども、そういう大まかな名称

で、大きな枠組みの条例であるならば、逆にいつまでもこの条例が存続していれば、ほかの町内の場所でも、ではうちもこの辺の時、基金を町にやろうかというような、いい啓発とかというの、あり得るのではないかなとか、いろいろ思うところがございますが、その点の答弁、お願いします。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

前田議員の御質問にお答えをいたします。私どものほうも、こういった基金を作る場合は、町内平等にというのは、当然観点もございましたけれども、寄附者の御意向で、これは南部の区画整理事業で発生したところのお金であるということを受けまして、これはそちらのほうでというような御意向もございましたので、特段ここに名前を特定をさせていきたいというのが1点。

それと本来、行政のほうでは、公園とか、そういった緑地であったりとか、そういったところの管理というのは、もともとやる義務がございますので、そういったところの一部を担っていただいていたというような考え方で御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

すみません。2番、佐々木昇です。ちょっと誤解されると困りますので、私の発言の中で、私が不公平と言ったのは、このさっき言った2条の2項で、一般財源から例えば繰越金とか、そういうものを繰越して、今後ずっとこの基金を運営していくのかということで、そういうことであるならば、不公平だと。今、そういう考えはないということで確認しましたので、私はあれに対しては、不公平という考えはないということで、ちょっと御理解していただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。私の先ほどの質問につきましても、みなみ地区以外の方が使うために云々というのではなくて、広い形の条例名をすることによって、その中に担保された形の文章表現、第何条、何条という形の基金条例のことはいかがでしょうかという質問をしたわけでございまして、みなみ地区の方の思いがあって、みなみ地区限定で、基金として、このたび、こういう形で条例になったということは承知しておるところでございますので、確認方々、申し上げておきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第42号 みなみ地区植栽維持管理事業基金条例を制定することについて、
原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。